

それから、もう一つ、堂本委員がおっしゃいました医療モデルから社会モデルにというのは、これはまさにそのとおりなのでございます。医療モデルで全ての福祉の問題まで解決を図ることが間違いであって、医療モデルが必要な部分がありますので、その辺は極端にならないようにご議論を進めて、ご意見をいただきたいと思っております。

○潮谷部会長

どうぞ。

○堂本委員

ありがとうございます。私も医療モデルを否定しようということではございませんけれども、先ほども竹下さんおっしゃいましたように、国連の障害者権利条約が日本で批准にされようとしています。この国連のほうの条約というのが医療的にはモデルに入らなくても、社会的にその人のニーズがある場合にはそれを範囲に入れるということをやっています。それで、日本の場合は、今まで障害者基本法を初めとする障害者の今手帳のことも幾つもあるとおっしゃったんですけれども、そういった法律の中で、医療が必要だからというような社会的な必要性からの発想での決められ方、範囲を設定はしてこなかったということがございます。

ですので、これから、日本国として批准するのであれば、最大のチャンスであるということで、さっきも私は小児がんのお子さんのことを例に挙げさせていただいたんですけれども、小児がんではなくてもなかなか入らない人が多いです。特に、対人関係の苦手な自閉症のお子さんたちに対する支援の在り方として、子供に合った環境をつくるというようなことが大変大事で、また、実際に随分現場で見ていると、そういったお子さんたちは、サービスを受けている例もあると思いますけれども、そこには法的な裏づけはございません。ですので、条約を批准するのを機会に、国として整理をしてはいかがなものかという意見でございます。

ありがとうございました。

○潮谷部会長

よろしゅうございますでしょうか。

北岡委員。

○北岡委員

2つのことについて意見を申し上げたいと思いますが、まず、厚生労働省の先ほどこの会議の進め方で日程的なご説明がありました。正直言ってこの会に出された資料が、厚生労働省が例えば相談支援事業についてどういう方向観を持っていこうとしているのかというのが全く読み取れないということがあって、確かにフリートークの場で今後こういう

ことを基に見直しに向けた具体的な議論が9月ごろから始まるということですが、ちょっと時期がゆっくりし過ぎていないかなという感じがまずします。

相談支援事業についてなんですが、私が所属している法人では、7つの都道府県からアドバイザー事業の委託を受けていまして、出かけていっていろいろと自立支援協議会の立ち上げについてやっておりますけれども、やはり自立支援協議会がちゃんと機能しているところは、市町村の相談支援事業がうまく動いているんですね。これが機能していないところは全く相談支援事業が停滞しているか、皆無に等しいというようなことがありまして、これから障害の方の地域生活を確かに推進していくために、この自立支援協議会の機能はすごく重要になってくると思いますので、やはり充実が必要だと。

そのために何が必要かということで、私たちが考えたことは2つで、1つは財源の確保が極めて重要だと。一般財源化になってから、事業所についても、先ほど星野委員からのお話もありましたけれども、非常に仕事は増えるけれども財源は減るというような中で、これまでの活動を継続していくということが極めて困難な状況にあるので、改めてこの相談支援事業についての財源を含めた再構築が必要だろうというふうに思っています。さらにその中のアイデアの一つとして、サービス利用計画費の対象者の大幅な拡大ということはあるのかどうか、そのこともやはり議論しておく必要があると思います。

2つ目は、その地域自立支援協議会の法令上の位置づけが非常にあいまいになっておりますので、これをやはりきちんと明確化しておく必要があると。そういうことを通して、市町村の中で相談支援事業が実施され、そして自立支援協議会が動いていくというような流れをつくっていく必要があるのだろうというのが私の相談支援事業に関する意見です。

2つ目は、もう一度、会議の進め方で、先ほど日程的な問題については何人かの委員の方もおっしゃいましたが、それに加えて、団体の方からこれからヒアリングを聞くという機会があるというように、今日ご報告をいただきました。そのときに、様々な団体の方がいろいろなご意見を言われると思うんですけれども、その意見をおっしゃっていただくときに、その意見の背景にある政策的な根拠みたいなことも同時に示してもらって、それに基づいたそういう政策的な根拠を背景とした意見であるということをぜひお願いをしたいと。

そして、多分、各団体の中では意見が異なる場合もあるのではないかと思いますので、そういうどこがどういうふうに違うのか、それはどういう政策的な根拠に基づいて違うのかということを徹底して議論していく場が審議会としても重要になってくるのではないかと。この審議会でおおまか方向が決まったことと、また12月や3月以降に出てきた具体的な施策が矛盾するようなことがないように、この審議会で大いに議論した流れで、各団体がここに参加して議論するわけですから、大いにその議論を惜しまずにやりたいというふうに思います。

今、いわゆる施設で暮らしている人と地域で暮らしている人においては、施設で暮らす人については2万5,000円の補足給付があって、地域の方は、場合によっては家族が仕送

りをして、ケアホームでの暮らしを確保するということがありますので、せめてこういう自立支援法の理念に相反するような政策的な流れがこれから起きないように、せめてイコールフットイングであるというようなこととか、法律で言っています地域生活に向けていくんだというのであれば、そういうインセンティブを持った政策の方向観の議論の場にしたいというふうに思っておりますので、各委員の方にどうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

佐藤委員。

○佐藤委員

この審議会のミッションは、自立支援法の見直しということをどういう方向でやるかということであろう。ただ今、北岡委員の発言の中に方向観という言葉がありましたけれども、ここにいる委員は、それぞれに立場も違えば意見も違う、そういう中で自立支援法の評価も直ちに廃止すべきだという方もいれば、抜本的な見直しをすべきだという方もあれば、部分的な見直しでいいのではないかという方もあればいろいろだと思います。

そういう状況であるにも関わらず、会議の方向観として、あるいは、これは厚生労働大臣の諮問機関ですから、厚生労働省としてどういう方向感覚を持って議論を進めようとしているのかというのが見えないということで、先ほどからいろいろなご意見を伺いながら、どこで自分は発言をしたらいいのだろうかということがなかなか見つからなかった。私は、基本的に、今日起きている問題、いろいろ自立支援法の不備があったとは思いますが、

是正しなければいけないところは是正しなければいけないとは思いますが、まず第一に、例えば与党プロジェクトが介護保険との統合を前提としないといいますがけれども、自立支援法は、明らかにだれがどう見ても将来、あえてこういう言葉を使っていいと思いますけれども、ユニバーサルな介護・福祉システムをつくっていく上で、介護保険との統合というものを視野に置いていたことは間違いないと思います。

それがもう全く立消えにしまって議論をせよということの問題もありますし、それから、自立支援法のまさにエッセンスであるところの地域で自立した生活を支援するという点に関しても、与党プロジェクトでは、前の厚生労働大臣は施設から追い出すようなまねはしませんということを言いましたけれども、追い出すなんていう話は全然違うと思うんですね。地域で生活できるように、地域の福祉、今まで相対的に遅れていた地域の福祉をどういうふうに進めていくかということが重要な課題であって、にも関わらず、その問題もあいまいになってしまっている。

自立支援法の前段でいろいろ議論された中で、精神障害者の入院患者さんの20%、すな

わち7万人は社会的入院であるからして、受け皿をつくって退院支援をしようと。知的障害の方々の施設の場合は、基本的に医療施設ではないわけですから、言い換えれば、全員が社会的入所なわけですから、この精神障害者の方の退院支援ということと言うならば、知的障害者の方については100%が退所支援という文脈でなければならないはずです。

そういうことをうたっているからこそ、私は自立支援法を支持してきましたし、今でもなお、この可能性があるならば支持し続けるべきだと。そういう観点からいろいろ議論を進めていきたいというふうに思っているんですけども、割とふだんおしゃべりなほうですが、前回も今回もずっとしゃべる機会を失っていたのは、それぞれがそれぞれの思惑でいろいろなことを言っても、どこでどういうふうにまとまっていくのか分からないと思って議論ができませんでした。

それぞれの委員の皆さんがそのスタンスを明確にして、例えば今日の障害者の範囲の問題にしても、議論を始めると、私は昭和45年、1970年の各障害者基本法の水準に、せめてその水準に各知的障害者福祉法も身体障害者福祉法も追いつくべきだと思います。つまり、非常に原初的にはあるけれども、1970年当時の心身障害者対策基本法は、障害があることが障害者であるわけではない。そのために、通常の社会生活、日常生活が困難になっている人たちのことを障害者という、というふうに規定しているわけです。であるとすれば、介護保険だって、その他の様々な法律だって、理由は何であつても、そのために通常の社会生活、日常生活が当たり前な人間としてできにくくなっている人たちを支援するということでいえば、ユニバーサルに広がっていく可能性があると思うんですね。

ここで方向性を間違えると、いろいろな障害を次々につくり出して、この障害はこの障害はと、またそれに対していろいろな専門性、専門性というふうにしていくと、せっかくそれなりの必然性を持って進んできた。そして、国連との関連で言えば、国際的な流れもそういう方向になっているときに、我々はどうも内向きの議論しかできなくなって、そして結果的には当座のそれぞれの団体、あるいは障害分野がこれまでのいろいろな意味の運動や闘争の中で勝ち取ってきた権利をまさに既得権益化するだけであつて、さらに新たに発展させるということが難しくなるのではないかと。

ちょっと抽象的なことを申し上げて恐縮ですけれども、まず、一致できないとは思いますが、一致できないなら一致できないなりに、さっき北岡委員もおっしゃったけれども、基本的な立場を明確にした上で、であるからしてこう考えるという議論をせめてしていただかないと、ちょっとどこから入っていいか分からなくなる。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

これまでのところの中で、実は、嵐谷さん、それから竹下さん、岩谷さんのほうからも、障害の範囲と手帳ということの関連の問題が言われておりますし、それから、そこから派

生して、障害者の広がりの中で財源は大丈夫だろうかという問題の指摘も出てきておりますし、交付税という現実論が施策と非常に方向性を押さえているのではないかというようなお話も出てきておまして、さらに、今、北岡委員、佐藤委員のほうからは、自立支援法の見直しの方向性、方向観あるいは落ち着くべきところというようなことでしょうか。そういったものに対してのお話も出てきておりますので、そういったことに絡んで、厚生労働省としては、プロジェクトチームから出されているその中身を受けて、現時点でどのような方向性を持とうとしているのかという、この辺に、何かお話、今の時点で。

この会議の中では、皆さんたちが自立支援法をめぐるってどういう思いを抱いていらっしゃるのか、問題点認識をしていらっしゃるのか、あるいはそれぞれの組織の皆さんの検証がどうなっているのか、そこを十分に傾聴して、そしてというようなお話のやりとりを少しさせていただいたところですが、厚生労働省、課長のほうから少し、あるいは局長のほうからでしょうか。

中村部長、お願いします。

○中村障害保健福祉部長

一番最初、前回の冒頭のご挨拶でも申し上げたかと思えますけれども、今回の作業というのは3年後の見直しということで、法律上は、障害者の範囲それから児童の福祉サービスの在り方をどうするか、それから就労を含めた所得保障という項目が上がっておりますけれども、自立支援法につきましては、大変大きな法律の理念を掲げ、地域移行あるいは就労支援ということであったわけですが、その中で様々なご意見が出てまいりまして、特別対策あるいは緊急措置ということで実施したこともありまして、恐らく先ほど来のご意見の中でもありますように、皆様方、部会長にも言っていただきましたけれども、いろいろなご意見をお持ちの点もあろうかと思ひまして、進め方としてここから3回はそれぞれの項目についてご意見をまずはいただき、そして夏の間には、関係団体からもきちんとお話を伺った上で、秋にいただいたその論点を整理した上で、それぞれの項目について議論を深めて、先ほど課長から申し上げましたように、12月初めぐらいには全部をまとめていただいて、それで予算で対応すべきものは21年度の予算で対応し、そしてその報酬改定もその中で考えていかなきゃいけないということが決まっておりますので、それをやっていくと。

それから、法律に関わることについては、21年度国会に法律を出したいと、そういうスケジュールでありますので、まずは方向観という話もございましたけれども、私どもとしては、自立支援法について、特別対策それから緊急措置ということで、法の考え方の定着ということをそういうことを通じてやってきているつもりでございます。

○潮谷部会長

どうぞ。

○宮崎委員

障害者の範囲ということで少しお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

○潮谷部会長

もしそういう新しいご意見ですならその前に、確認だけ皆様にさせて下さい。

ただ今、中村部長のほうから方向性についてのお話がありましたけれども、皆様、論議の根本に関わることでございますので、ただ今のような方向の中でこの会を進めていくということでご了解いただいてよろしゅうございますでしょうか。

○福島委員

もう一度繰り返してください。ただ今の方向というのはすなわち何でしょうか、座長のお言葉で。

○潮谷部会長

今、中村部長のほうから言われましたことは、法律に関わっていく大きな部分は21年ということになしていくということでございますし、それから、現状の中で特別措置、緊急措置、こういったものが定着する方向で動いていくということで今歩んでいるということでございます。

さらに、これから8月までの間は、皆様方からの意見を十分に拝聴して、そこでそれぞれの相違だとか、あるいは政策的にこのように展開したほうがいいのかといった課題、その具体的な中身については、9月以降そして11月ぐらいまでを目指してまとめていくという、こういうようなお話がございましたので、そういった中村部長の方向性の論議で進めたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○福島委員

それは予定というニュアンスであって、例えば、先ほど佐藤さんがおっしゃったようないわばベクトルの話ではないんですね。方向性という、つまりどちらを向くのかという話ではないという、今後こういう予定でやりますよというふうに理解していいのでしょうか。

介護保険の統合を前提とするようなスタンスでいくであるとか、あるいは自立支援法がよい法律なのであって、マイナーチェンジ、微調整は要るにしても、大きく変えるということはないのだといったような、例えばそういう価値観は共有しないと議論ができないということではなく、最初の第1回目でも、フリーハンドだ、自由だというご議論があったと思いますが、私たち委員がそれぞれの委員個人、あるいは団体の立場で自由に物を言っているというふうに理解していいのでしょうか。

その方向性という言葉がまさに方向性を意味するというベクトルということではなくて、ロードマップ的な運営で、こういう順番でやろうと思いますという意味で理解していいんでしょうか。

○潮谷部会長

私は、ロードマップ的なことの中でまずはやっていくということが大事ではないかという形で今進めさせていただいております、抜本的な部分というのは、その後というふうに考えて進めさせていただいておりますけれども。

この点につきまして、中村部長、何かございましたら。

○中村障害保健福祉部長

先ほど申し上げたことをもう一度繰り返しますと、今回の障害者部会を開くに至った経緯といたしまして、3年後の見直しという作業を政府に課せられております。その宿題として、法律の中に書いてありますのは、障害者の範囲と、それから障害児のサービスの在り方と、それから就労支援を含めた所得保障についてどうするかと、この3つが宿題として上がっておりますけれども、障害者自立支援法につきましては、地域移行あるいは就労支援と非常に大きな改革であっただけにいろいろなご意見が出てまいりましたので、この間、特別対策であるとか緊急措置であるとかを講じておられたわけですが、それらを通じて、私どもの考え方としては、法律の定着をそうした措置を通じて講じてきたというふうに考えておるわけですが、法律をめぐってはまだまだ様々なご意見がございますので、これから6月ぐらいまでの間については、そうしたご意見をよくよくお聞きした上で、それから障害者の施策というのは、やはり団体の方のご意見を聞くということが非常に大事であろうと思っておりますので、その辺についてもきっちり作業した上で論点を整理し、それを9月ごろから深めていきたいと。

そういう過程の中では、結果でき上がるものとしては、報告書をいただきますれば、一つは予算的なものとして21年度の予算、特にこの中ではもう既に報酬の改定という方向性が出ておりますので、そこに反映をさせていただきますし、それから法律的な手直しが必要なものについては、21年度国会に法律を出していきたいというふうに考えております。

○潮谷部会長

よろしゅうございますでしょうか。そのことに関してでございますでしょうか。もし違うようでございますなら、先ほど発言をしようとなさいましたので。

宮崎委員、よろしく願いいたします。

○宮崎委員

宮崎です。

障害者自立支援法の見直しを図るといふ、そういう意味では、障害者の範囲でありますとか障害者支援サービス体系をきちんと見直しをしましょうということになって、ここで大きな課題になるのだと思うんですが、その際に一番重要になるのが先ほど佐藤委員がおっしゃったような問題、あるいは竹下委員がおっしゃったことと関係することではないかなというふうに思うんです。

実は、発達障害者支援法ができたときに、この国会論戦の中で、これも時限立法で3年たったら見直しを図ると。その際に、障害者福祉法全体の整備を図るといふようなことについて、当時の塩田局長が発言をなさっているんですよ。塩田部長さんでしたか、すみません。

それは置いておきまして、先ほど障害者基本法のところにもう一回立ち返ろうというお話があったんですが、その後でできた法律でいきますと、例えば発達障害者支援法などはこの法律の中では第2条の中には読み込めていないわけですよ。

私が申し上げたいのは、身体障害者福祉法、あるいは精神・知的といったようなものを少しワーキンググループなり、あるいはプロジェクトチームなりを含めて全体一度ローラーにかけて統合という言い方は余り適切ではないかもしれませんが、そういったような整備をする必要はないだろうかということなんです。

つまり、障害者自立支援法に係る問題というのは、障害者の定義から含めて整備をする今こそ必要なのではないかと。その際に、先ほど堂本委員がおっしゃったようなICFのモデルといったようなことが検討されていかなければいけないと。

具体的な事例を申し上げますと、たしか昭和42年ですか、43年ですか、小児慢性特定疾患について、厚生労働省は大変ご苦労なさって整備していただいているわけです。この方々に関しましては、障害者手帳を持っている人と持っていない人がいるわけです。ここでいきますと、継続的な社会生活に相当する制限があるようなことがずっと継続しているような人たちも結構いるわけです。しかし、手帳は持っていない。

それから、例えば身体障害者手帳制度の中で、内部疾患の方々はかなりいらっしゃるんですが、その中でも持っていたらっしゃる人と持っていない方がいる。これは次回に話が出てくる就労支援などとの関係がすごく大きいんですよ。つまり、社会で自立をして、課題がありながら、通院しながら就労をなさっている人たちの支援という観点からいきますと、企業も含めて何らかの対応がされてしかなるべきだといふような思いがするんですよ。

こういうことなども、併せて法律の中でどう読み込むかというような問題も含めて、私は検討する必要があると。これは時間的な制約がかなり厳しいので、そこは置いておいてということもあるかと思うんですが、そうしないと、またこの問題はいろいろな禍根を残すことになるのではないかというふうに思うんです。

ですから、私は法律の専門家ではないので言いつ放しになっちゃうんですけども、そういった検討もそろそろする必要があるのではないかということをお申し上げます。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、長尾委員、お願いいたします。

○長尾委員

大きな論点から述べられている中で、ちょっと違ったことで、先ほど佐藤委員からいみじくも7万2,000という精神障害者の社会的入院という言葉が出ましたので、若干これは誤解があるので、それについてお話ししておきたいと思いますが、7万2,000という数字は、いわゆる病院調査における主治医に対して、条件を整えば退院が可能な、という何の条件ということも示されない中で、ただ主観的な状況で言われた退院可能な数字ということなんです。

それが全て社会的入院だというふうにとらえられているのは、そういう誤解があるということをおっしゃっていただきたいと思ひますし、あの中には3割以上が大体1年未満のまさに退院しようとする人も含まれているわけなので、全て7万2,000人が社会的入院という言葉で置き換えられるものではないということをおっしゃっていただきたいと思ひますし、極論すれば、条件を整えば退院可能という言葉を使うのであれば、三十数万人入院している人が全て退院可能であると私は思っておりますし、7万2,000というほうが逆におかしいというふうに思っております。

それから、もう一つは、相談支援事業のことに關しては、いろいろこれも出ておりますけれども、相談支援事業者というのは非常に限定されておりますし、数はやはり少ない。特に、一応相談支援事業者として名乗りを挙げることはできるけれども、指定される委託される場所は限定されて、そこにお金がつくかどうかということになると思ひますし、精神に限っても限定されたところへ相談しに行くというのは非常に難しい面がある。それから、アクセスの問題とか様々な面で、もう少し小さくとも、ある程度多くの相談支援事業所ができて、そこで近くで相談ができるような体制というのが本来はやはりあるべきだろうと思ひますし、特に精神で言えばP S W等がそういったいろいろな経験に基づいて相談支援をしていくということが非常に望ましいと思ひます。

ですから、もう少しこういった枠を広げていくような方向というものも考えていくべきだろうと思ひますし、もう一つ言えば、これも前回も出たかと思ひますけれども、いわゆるサービス利用計画というのは、これを立てる対象者というのは、いわゆる訓練等給付や介護給付を受けている人は対象外なんですよね。ですから、本当にサービス利用を行う人というのは非常に限定された人しかされない。こういうことをもっと広げていかなければ、本来の相談支援やらケアマネジメントという地域のサポートする力というのは全く育って

いかないということがありますので、こういう面をもっと財源を確保してきちんとやるべきだというふうに思っております。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

そろそろ時間も迫っておりますけれども、箕輪委員どうぞ。あと何名かの方でお願いいたしますが、簡潔によろしくお願いいたします。

○箕輪委員

私は、企業という立場なので、実際には次回にたくさんお話しさせていただきたいんですが、残念ながら次回予定が入っていて出席することができないかもしれないので、ちょっとお願いも含めてなんですが、一つは障害者の範囲というところで言いますと、いろいろ環境によって、障害に制約が場面が変わってくるというお話があったと思うんですが、まさに例えば働くということであれば、お金とかそういうものは要らないんだけど、働くチャンスとか、働く上で配慮をしていただきたいのでということで、雇用促進法のほうにある「障害がある」という判定だけを求めてそういったことをしている方もいらっしゃるんで、障害者ですよというふうなことがあるんですが、福祉の置かれた別の部分で範囲として認定されることを望んでいる人もいらっしゃるということが1つと。

それから、サービスの利用状況なんですが、これも自立支援法の施行とか就労のことで言えば、雇用促進法に関すると、かなり全国的には障害のある方が働くということが進みました。そういった中で、今現在の利用者数だけを見ると、サービスの質が向上したために、福祉の現場から地域のほうに移行したために、今、数が少ないという、プラスの数が減ったという数字もあるかもしれませんが、逆に、さっき質とありましたけれども、質が悪いためにサービスは使いませんと、自分で何とかしますという形で撤退された方もいらっしゃる。マイナスの理由というのはあると思うので、数字だけではなくて、その背景が何なのかを示していただくことによって、今後どうすべきかということが見えてくると思っていますので、ただ単に、今少ないとか多いではなくて、その現状を背景をぜひ示した上でデータをつくっていただけると、それは事務局の方をお願いしたいと思います。

それから、全体的な議論のところ、今日、時間やっぱり短かったかなと思うんですけども、いろいろな立場の方がいらっしゃると思うんですが、立場もそうなんですけれども、今、主語が障害のある方のために本当に話しているのか、それともサービスを提供する事業者の事情のことを話しているのかというのを分けて進行していかないと議論の方向が散漫になってしまうので、今後そういったいろいろなテーマがあると思うんですが、テーマごとに障害のある方を中心にそこを主語にしていくのか、事業者を主語にしていくのかとか、団体のというのがあると思うので、そこを整理していっ

ていただくとなおいいのかなと思います。

それから、ヒアリングのところなんですけれども、これも、今、概ね満足している方のこうすればもっとよくなるというマイナーチェンジのご意見がある方と、今、概ね不満があつて、非常に不満があるから全部見直す必要があるという方と、それぞれ必ずいらしやると思うので、そこはバランスよくヒアリングをしていただければなというふうに思っています。

次回なんです、出席できるかどうか分からないんですが、リクエストとして、就労に関しては、労働部局と能力開発の局と、それから送り出す側には福祉以外に教育の部隊の方がいらしやると思っていますので、そういった方にも特別な参加という形でぜひご同席いただけるといいなと思いました。

以上です。

○潮谷部会長

ぜひ次回は何かの形でペーパーをお出しただければとてもうれしいと思います。

それから、利用者と事業者を分けてというのは、これは双方関連がありますので、論議をされる皆さんたちが裏表の関係だというふうな形で認識していただければと思います。

それでは、最後ぐらいのところ、どうぞ。順番に宮崎さんのお隣からどうぞ。

○山岡委員

山岡でございます。

日本発達障害ネットワークという団体を代表してここに出てきておまして、これがなければいけない立場なんですけれども、障害者の範囲ということで、今回が議題になっております。

今回、資料に出ておりますが、附帯決議の第1項目にこの範囲の見直しということが出ていると思いますが、前回も大濱委員がおっしゃっていただいたり、今回、堂本委員がおっしゃっていただいたりしておりますけれども、難病、高次脳機能障害あるいは発達障害について、まずぜひこの範囲に入れることを検討いただきたいということが1つであります。論拠としては、附帯決議にあるということ、しかも付帯決議の第1項目ですね。

それから、発達障害者支援法というのは、議員立法ですが法律でございます、この中で、発達障害に対する支援は国の責務というふうなうたっております。法律にうたつてあることですので、ここでご検討いただくことが妥当というふうに考えております。ですから、この第4条に項目、きちんと定義していただくことが第一の要望であります。

それから、第4条の中に、きちんと発達障害、高次脳障害とか難病とかうたえないのであれば、この第4条は対象をばしっと限定的に書いてございますけれども、その他にも何らかの認定とかによって対象とするということを定めるべきというふうに考えます。

それから、今度、発達障害だけの話になりますけれども、精神保健福祉法の中で、定義がここにも示されておりますけれども、精神疾患という言葉がありまして、発達障害につきましては、基本的にこの精神疾患の定義の中に含まれるというふうに考えております。ここは定義としてそうではないとおっしゃるのであれば別なんですけれども、ここを使わせていただくということができないかということでもあります。

ですから、発達障害につきましては、基本的に全部を入れてくれということを使うつもりはありませんが、できればニーズに応じて、きちんと必要に応じて対象に入れられるようなことができないかということをぜひご検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○潮谷部会長

最後に、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員

本日の議題なので、障害者の範囲という点で、ちょっと私のほうから1点、まず課題としまして、障害者の範囲というテーマ設定の仕方なんですけど、これは障害者の範囲ではなくて、サービスの必要性の認定の議論、それから社会参加施策への参加要件の議論、基本的に今まで何十年となく全てが混乱をしていたと私は思うんですね。要するに、サービスの必要性という議論をどう考えるか、それを認定するという作業をどうとらえるか、それに対して社会参加という幅広い活動に対する何らかの施策の対象にするにはどうしたらいいか、これらが全て渾然一体としていたということが非常に議論を困惑させているのではないかが1点目です

それから、もう1点は、次に、仮にサービスの必要性の認定という議論をしたときに、1点目は、標準化の議論をするのか、個別化の議論をするのかによって、また相当に方向性が違う、先ほど方向性の議論という話があったんですけども、もし標準化の議論をすれば、これは多分、程度区分の議論とか手帳の在り方というのは、多分その方向性では必要な議論だと思うんですね。

ただ、例えば、千葉の堂本委員がおっしゃっていたように、もしICFのようなものを使うとすれば、私の立場から言えば、これは極めて個別的なんですね。なぜかという、余りにも要因が複雑なので、非常に個別ごとに必要性の判断をせざるを得ない。したがって、そうなってくると、これはどちらかというと相談支援やケアマネジメントの在り方に直結していく議論と、この辺りがちょっと私は方向性を共有して議論をするか、あるいは方向性自体を検討するかによって相当に変わってくるだろうと。ちょっと私の立場から意見ですけれども申し上げさせていただきました。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ただ今の意見も踏まえながら、何かコメントございますでしょうか、事務局のほうで、ございませんか。

○堂本委員

ちょっと今のに答えていただきたい。いいですか、委員長、一言。

方向性を共有するのか、それとも方向性について議論するのかということですよ、今おっしゃったのは。さっき福島委員からもそれから佐藤先生のほうからも同じようなご質問だと思うんですけども、そこのところをはっきりしていただかないと、これから大変難しいかなと思うので、ぜひお答えください。

○潮谷部会長

中村局長。

○中村社会・援護局長

今のように、今日の議論の中でも障害者の範囲、サービスの利用状況（利用者負担も含む）、相談支援、権利擁護とテーマがあります。まさに最後の障害者の範囲について、小澤委員からご提案がありましたし、論理的というか問題の構造的な整理をしていただいたわけですね。

それで、まさにまず障害者の範囲といった場合についても、それぞれのお立場から、例えば、発達障害についてぜひきちんと障害者の範囲に入れてほしいというようなご意見も出ていますし、いろいろご意見も今の整理の仕方によっていろいろなところのレベルに位置づけられるんだと思います。そういう整理をまた私どもでした上でお出しをしていきたいと思います。

その際、例えば、今のお話で言えば、標準化の方向に向かうのか、個別性を重視するのか、それについてそれが二者択一なのか、ある場面では標準化を目指さなきゃならないけれども、ある場面では個別性を重視するという両立することも可能なのか、その辺もご議論があると思いますので、まさに方向性といった場合も、本当に相入れない方向性なのかというようなこともあります。

例えば、標準化のほうについて言えば、全国の市区町村で実施していただくといった場合に、一定の標準化が必要だという要請もあると思いますし、お一人お一人の障害者の方が最善のサービスを受けるといった場合に、理想のケアマネジメントがあって、理想的なケアプランができて、理想的なサービス事業者がいて、そういうものが達成されれば、それは理想的な方向であるということも分からないわけではないので、そのところが現実的に、今の我々の行政の成熟度なり、事業者さんのサービス料の問題とか、様々なそれこそ

利用する障害を持った方の状況などから、どういう組み合わせが最善なのかというようなことについて、例えば今は障害者の範囲を一つの例として申し上げましたけれども、もう少し我々も、論点の整理なり、問題の構造化に努めますけれども、この議論を先ほど来、部長からお願いしていますように、団体からのヒアリングも含めて、8月まではちょっとそういう作業をさせていただいて、必ずや私どもも論点を整理し、また、それぞれについて、私どもの方向性ということについて、私どもは方向性を伺いいただくて実はこの部会をお願いしているつもりでございますが、役所の方向性が聞きたいということであれば、私どももそれなりの整理をして申し上げたいと思います。

今、我々が使命として負っておりますのは、とにかく障害者自立支援法のこの間の検証、データに基づいた検証を我々としてはさせていただきたいと、まだまだ不十分ですけれども思っておりますし、ぜひ関係の委員の皆様方においても、そういうデータベースなり、それぞれの分野でのご見識に基づいて、まずその評価をしていただいた上で、我々としては障害者自立支援法あるいは障害行政というものを発展させたいと、よりよいものにして発展させたいというふうに思っておりますので、その直し方の規模が大規模なものかマイナーチェンジかというようなことは、それはまたこの部会での議論が進む中で決まってくるのではないかとこのように考えておりますので、我々は、予断を持つことなく、余り大きな改革をしたくないとか、お金がかかることはしたくないとか、そういうようなことではなく、あるべき姿をまず議論させていただいて、これだけお金がかかると、それは我々獲得できるかどうかはまた別の問題ですけれども、まずこういうものが要るのだということであれば、そのことをお出しいただいたほうがいいのではないかと、そういうふうに思っておりますので、何とぞよろしくご審議をお願いしたいと思います。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ただ今、局長の発言内容については皆様方お聞き及びのとおりでございますので、どうぞ率直に次回もご意見を短く簡潔にそれぞれお出しいただいて、本当にこの会やってよかったねと、そういうような形で終わりを迎えたいと思っておりますので、今後ともご協力方よろしくお願いいたします。

皆様、今日は本当にありがとうございました。

○福島委員

確認です。今後の日程と時間……。

○潮谷部会長

皆様、ちょっと静かにしていただいてよろしゅうございますか。

大濱委員が最後に一言。

○大濱委員

実は、私、最初に発言して、そのとき全体の進め方のことについて意見を言わせていただきました。ですが、実際に個別課題についての発言については、委員が多いということで発言する機会がなくて、手を挙げても委員長のほうから他の委員を先にということで発言できなかつたわけです。時間が本当に少ないので、3時間に延ばすことも考えていただきたいというのが第1点。

それで、もしも発言できない場合、追加としてペーパーを出させていただけたいとか、そういうことも少し検討していただきたいと思いますが、お願いします。

○潮谷部会長

そういう要望でございますので、事務局のほう、今後よろしく願いいたします。

○川尻企画課長

ご案内をするのが遅れましたけれども、今回は6月9日、2時からということでございますが、時間的には今お話がありましたように長めに、一応3時間ぐらいは会場は確保しておきたいというふうに思います。

それから、今日、堂本委員からペーパーが出たりいたしましたけれども、もしご意見を言っていただくことについて、ペーパーがあったほうが説明がしやすい、あるいは各委員のご理解がしやすいということであれば、そういう形でお出しただければ、私どものほうも必要部数は用意したいというふうに思います。

それから、もう1点だけ。6月は、先ほど出ましたようにあと2回予定をさせていただいておりますけれども、7月以降もいろいろお忙しい委員の方々ばかりでありますので、早目に日程調整をしたいというふうに思ひまして、お手元に日程調整表を置かせていただいております。この場か、あるいは後でファクス、郵送していただくなりして、できるだけ皆様方がご参加いただける日を早いうちに確保したいと思っておりますので、その点もよろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。

(了)